

## 鳥取県会計規則の一部改正について

### 1 規則の改正理由

会計事務の効率化を図るため、口座振替の方法によって収納する場合の指定金融機関等との財務に関する記録の受渡しの方法に、電磁的記録による送受信による方法を加える等所要の改正を行う。

### 2 規則の概要

- (1) 口座振替の方法によって収納する場合における指定金融機関等との財務に関する記録の受渡しの方法に、電磁的記録による送受信による方法を加える。
- (2) 部等の出納員が収納した歳入金（以下「収納金」という。）に係る会計管理者への引継事務を廃止し、収納金は部等の出納員が直接指定金融機関に払い込むこととする。
- (3) 部等の出納員は、出張先において収納金を収納したときは、帰庁の日（現行 収納の日）又はその翌日に指定金融機関に払い込むこととする。
- (4) 隔地にいる債権者への歳出金支払通知書の送付事務について、統轄店及び指定出納取扱店を経由せず、直接債権者へ送付することとする。
- (5) 歳入歳出外現金のうち所得税及び社会保険料は、納付書により納付することができることとする。
- (6) インターネット公有財産売却システムを利用して不用物品を売り払うことができるよう関係する規定について所要の改正を行う。
- (7) 契約の相手方の債務不履行に伴う遅延利息又は違約金について、その金額が100円未満の場合は徴収しないことができることとする。
- (8) 分任出納員に委任させる会計管理者の事務について、県営住宅の賃貸借契約の解除等及び県営住宅の駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納に関する事務を加える。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする(8)を除き、公布日とする。
  - イ 鳥取県税条例施行規則及び鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則について(1)と同様の改正を行う。